

電子処方箋の普及に向けた取組について

現状

- 厚生労働省では、平成28年3月、処方箋の電磁的記録による作成、交付及び保存を可能とするための省令改正を行うとともに、電子処方箋の円滑な運用に資するよう、「電子処方せんの利用ガイドライン」を策定。
- 現在、このガイドラインに準じて電子処方箋が運用されている地域は承知していない。

課題

- 電子処方箋の普及に向けては、
 - ・ 現行ガイドラインでは、フリーアクセスの観点から、電子処方箋に対応していない薬局においても調剤を受けられるよう、通常の処方箋への転換が可能な紙の電子処方箋引換証を用いた運用を示しているが、電子処方箋のスキームを完全に電子化することが求められていること
 - ・ 電子処方箋の導入により、医療機関・薬局・患者等がそれぞれ受けるメリットがわかりにくいこと
 などの課題があり、これらを解決するためには、完全電子化した電子処方箋の具体的な運用方法を検討するとともに、それに伴うメリットや課題を明らかにすることが必要。

検討状況

- 平成30年度は、予算事業（請負主体：株式会社メドレー）により、完全電子化した電子処方箋の運用方法の検討と、それに基づいた実証を実施し、併せて電子処方箋のメリットと課題について検証した。報告書は厚生労働省のHP上で公開済み。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

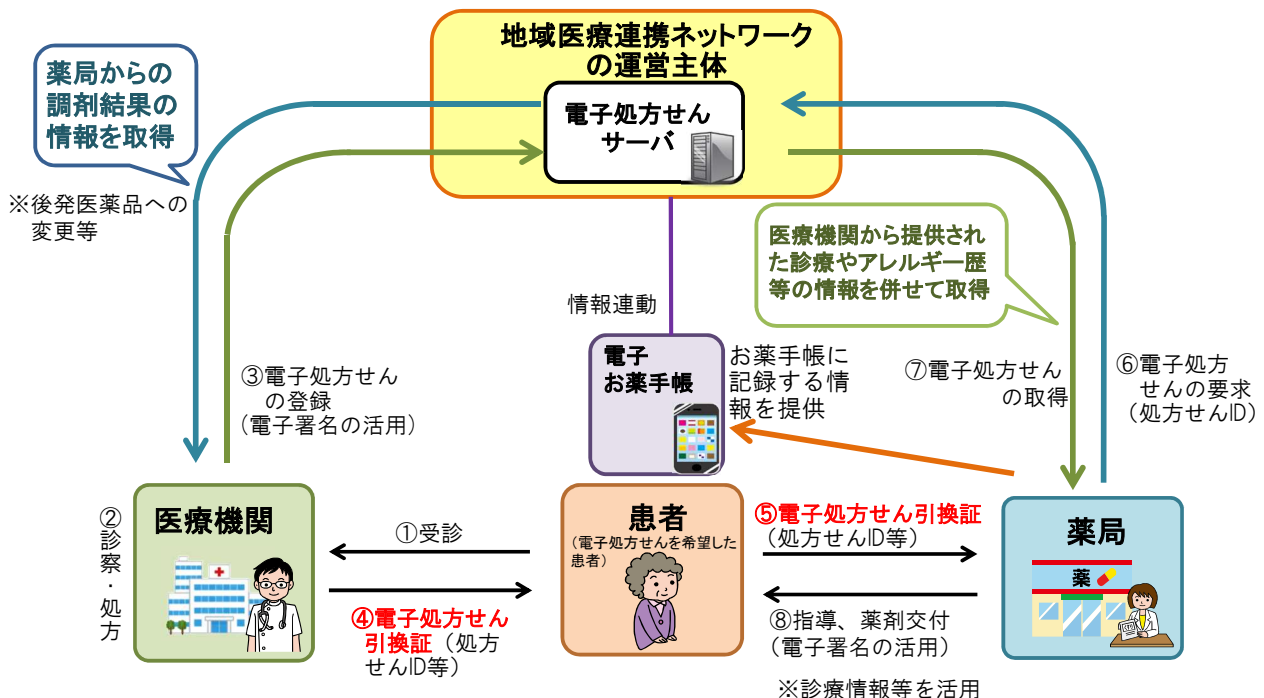
今後の方針

- 令和元年度以降は、平成30年度の実証を踏まえて、電子処方箋の完全電子化した新しい運用方法について整理し、「電子処方せんの利用ガイドライン」の見直し等、必要な取組を検討する。

参考

現行ガイドラインに基づく電子処方せんの運用

- 1 処方せんの電子化を可能とする規制緩和（省令改正） 平成28年3月施行
- 2 地域医療連携ネットワークなど、実施環境の整った地域で実働していく
- 3 電子版お薬手帳との連携、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（電子処方せんの調剤結果をお薬手帳に取り込めるようにする。紙媒体の手帳と同等の機能を有する場合には、診療報酬上、同等に評価）



○規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）

3. 医療・介護分野

(2)オンライン医療の普及促進

⑫ 電子処方箋実務の完全電子化

【平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置】

オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方箋の運用ガイドライン」を改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する。

○成長戦略フォローアップ2019（令和元年6月21日閣議決定）

5. 次世代ヘルスケア

(2)新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

① 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

イ) 医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

電子処方箋について、実証を踏まえ、より円滑な運用を可能とするため、2019年度中にガイドラインを改定する。

電子処方箋の普及促進のための工程表

2019年度		2020年度～
上期	下期	
<p>電子処方箋の実現に向けた検討</p> <p>・電子処方箋のより円滑な運用を可能とするため、2018年度事業で整理された課題等の結果を踏まえ、現行ガイドラインの改定も含めた必要な方策について検討。</p> <p>【電子処方箋の本格運用に向けた検討事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ガイドラインの改定 <ul style="list-style-type: none"> 紙媒体の電子処方箋引換証を必要とする運用の見直し ASPサーバの利用を前提とした運用の見直し 電子版お薬手帳等との連携 等 普及のために必要な方策 	<p>ガイドラインの改定</p> <p>・上期の検討を踏まえて、現行のガイドラインを改定。</p>	<p>普及促進</p> <p>・オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現(※)に向けて、改定したガイドラインの周知及び電子処方箋の普及のために必要な方策を実施。</p>

(※)オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案に盛り込んでおり、同法律案を第198回国会に提出済み。